

。銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年三月金融庁告示第十五号）

改正後	現行
（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） <u>第二条（略）</u> 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一～五（略） 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要 ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要 ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称 ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し	（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） <u>第二条（略）</u> 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一～五（略） 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ リスク管理の方針及び手続の概要 ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 ハ 証券化取引に関する会計方針 ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ているかどうかの別

ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ 一 （略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト （略）

ハ 十 （略）

三 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 五 （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ 二 （略）

（新設）

（新設）

ホ （略）

ハ 十 （略）

三 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 五 （略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセ
ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲
げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期
に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(8)・(10) (略)

(削る)

(削る)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)・(7) (略)

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証
券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別
の内訳を含む。)

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	(12) (略)	ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） (3) (略) (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (5) (略)	ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
原資産の種類別の内訳	(新設)	ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (3) (略) (4) (新設)	(4) (略) (新設)

-
- 産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産
-

	産の種類別の内訳
(10)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
()	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
()	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
()	銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
二	銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(2)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(3)	保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポー

（新設）

ジャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る。）

イ（略）

ロ 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ（略）

ハ～十（略）

（連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第四条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る。）

イ（略）

（新設）

（新設）

ロ（略）

ハ～十（略）

（連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第四条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ 二 （略）	イ 二 （略）
ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	（新設）
ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	（新設）
ト （略）	ホ （略）
九 十一 （略）	九 十一 （略）
3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。	3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 六 （略）	一 六 （略）
七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	（新設）
(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	（新設）
(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な	（新設）

原資産の種類別の内訳

- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 〃
(10) 〃
（略）
- （削る）
- （削る）
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (12) 〃
（略）
- 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) 〃
(7) 〃
（略）
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- （新設）
- (10) 〃
（略）
- 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(3) (略)	(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	(5) (略)	ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	(3) (略)	(新設)	(4) (略)	(新設)
---	---------	------	---------	------

-
- (5)| 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6)| 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7)| 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8)| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9)| 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10)| 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- ()| 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- ()| 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ()| 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還
-

条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リス
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次
に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポ
ージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己
資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資
産の種類別の内訳

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する連結グループに限る。）

イ（略）

ロ 期末のストレス・バリユー・アット・リスクの値並びに開示
期間におけるストレス・バリユー・アット・リスクの最高、平

（新設）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する連結グループに限る。）

イ（略）

（新設）

均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ (略)

九十一 (略)

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 連結自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで(連結自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産

(新設)

ロ (略)

九十一 (略)

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別 ト 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	
チ 証券化取引に関する会計方針 リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	
ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要 ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	
ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（連結自己資本比率告示第二条又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（連結自己資本比率告示第二条又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
イ 二（略） ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	イ 二（略） （新設）
ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	（新設）
ト （略）	ホ （略）

九十一 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(8)・(10) (略)

(9) (削る)

九十一 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)・(7) (略)

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証

(削る) (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (12) (略) □ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） (3) (略) (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (5) (略) ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマ	証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。） (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 (新設) (10) (略) □ 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (3) (略) (新設) (4) (略) (新設)
---	---

ゲット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 連結自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- () 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- () 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEYADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- () 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEYADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

（新設）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳 (4) 連結自己資本比率告示第二百八十条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。） イ （略） ロ 期末のストレス・バリコー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリコー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値 ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 ニ （略） 九〇十一 （略）	ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。） イ （略） （新設） （新設） ロ （略） 九〇十一 （略）
--	---

。信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年三月金融庁告示第十六号）

改正後	現行
（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一～五（略） 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要 ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要 ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。） ヘ 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第	（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一～五（略） 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ リスク管理の方針及び手続の概要 ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 ハ 証券化取引に関する会計方針 ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ 二（略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

部モデルの概要

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ 二（略）

（新設）

（新設）

ト (略)	八〇十 (略)	3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。	一〇五 (略)	六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1)・(2) (略)	(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)	(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	(8)・(10) (略)
ホ (略)	八〇十 (略)	3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。	一〇五 (略)	六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1)・(2) (略)	(新設)	(新設)	(新設)	(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	(5)・(7) (略)

(削る)

(削る)

(11)| 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12)| (略)

□ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) (略)

(4)| 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5)| (略)

(8)| 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(9)| 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

(10)| (略)

□ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(4)| (略)

ハ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー

(新設)

に関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別

の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な
原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第百二条の五第二項の規定により自己
資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資
産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に
掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

() 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする
実行済みの信用供与の額

() 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償
還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済み
の信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与
額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

() 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償
還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済み
の信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与
額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リ
スク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する
次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記

（新設）

載することを要する。)

(2)| 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)

(3)| 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4)| 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。)

イ (略)

ロ 期末のストレス・バリュ・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ (略)

八 十 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。)

イ (略)

(新設)

(新設)

ロ (略)

八 十 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～六（略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
ヲ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ 二 （略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト （略）

九 十一 （略）

三 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ 二 （略）

（新設）

（新設）

ホ （略）

九 十一 （略）

三 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

	(1)・(2) (略)
(3)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
(4)	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
(5)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(6)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
(7)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)
(8) (10)	(略)
(削る)	(削る)
(11)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	(1)・(2) (略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(3)	保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(4)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(5) (7)	(略)
(8)	当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
(9)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
(新設)	(新設)

(12) |
(略)

□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセ
ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲
げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) |
(略)

(4) | 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) |
(略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケッ
ト・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに
関する次に掲げる事項

(1) | 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポ
ージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期
の証券化取引に係るものに限る。）

(10) |
(略)

□ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関す
る次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) |
(略)

(新設)

(4) |
(略)

(新設)

-
- (2)| 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3)| 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4)| 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5)| 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6)| 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7)| 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8)| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9)| 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10)| 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
-

() 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする
実行済みの信用供与の額

() 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還
条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

() 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還
条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リス

ク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次
に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポー
ジャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

（新設）

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。） イ（略） ロ 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値 ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額 ニ（略） 九十一（略）	ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。） イ（略） （新設） （新設） ロ（略） 九十一（略）
---	--

。協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年三月金融庁告示第十七号）

改正後	現行
（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一～五（略） 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要 ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要 ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 ホ 信用協同組合等が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用協同組合等が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別 ヘ 信用協同組合等の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用協同組合等が行った証券化取引（信	（単体における事業年度の開示事項） 第二条（略） 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一～五（略） 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ リスク管理の方針及び手続の概要 ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 ハ 証券化取引に関する会計方針 ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

用協同組合等が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

七〇九（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇五（略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

七〇九（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇五（略）

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

（新設）

（新設）

（新設）

- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) }
(10) (略)
- (削る)
- (削る)
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (12) (略)
- 信用協同組合等が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (5) }
(7) (略)
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (新設)
- (10) (略)
- 信用協同組合等が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ

エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(5) (略)

七九 (略)

（連結における事業年度の開示事項）

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類

エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(4) (略)

七九 (略)

（連結における事業年度の開示事項）

第三条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

八〇十 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) （略）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産

及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

チ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

八〇十 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 （略）

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) （略）

(新設)

(新設)

の種類の内訳を含む。)	(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類の内訳	(6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	(8) (10) (略)	(削る)	(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人こと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	(12) (略)	□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類
(新設)	(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類の内訳	(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	(5) (7) (略)	(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類の内訳を含む。）	(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類の内訳	(新設)	(10) (略)	□ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類

類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載 することを要する。） (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ クスポージャーについて区別して記載することを要する。） (3) (略) (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削 減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (5) (略) ハ 十 (略)	類別の内訳 (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (3) (略) (新設) (4) (略) ハ 十 (略)
---	--

この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。